

議案第5号

あきる野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部が改正され、法律の題名及び条番号等が改められたことに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

あきる野市固定資産評価審査委員会条例（平成7年あきる野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

第8条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第9条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条第6項中「先だって」を「先立って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。